本木勝利 議員

本木　暴走運転とならぬよう議論を尽くせ

町長　念頭に置きながらまちづくりに取り組む

■減額の原因

本木　交付税の減額が町の財政を厳しくしているといわれています。平成12年と19年を比べると3億8千万円減っています。

町長は、その原因をどのように考えますか。

町長　国自体が相当な借金を背負っているということから、このようになってきたと思っています。

今後も行財政改革などを視点に入れながら頑張っていきたいと思います。

■第5次過疎立法は

本木　過疎地域自立促進特別措置法は、町にとって必要なものと思います。

第5次過疎立法に対して、町長はどのような努力をしますか。

町長　議員立法であることを認識しながら、県や国会議員の方々に継続されるように要望しているところです。

■「協働」と「共創」

本木　町長は「共創」のまちづくりといいますが、町民には「協働」が定着しています。「協働」に統一すべきと思うがどうですか。

町長　まちづくりの主役は町民であるという、協働のまちづくりの理念的な考え方は変わりません。

しかし、町民のまちづくりに対する参画などが低調であるということを考えると、協働という言葉は、まだまだ町民には定着してないと思っています。今後、町の第5次総合計画の取り組みのなかで検討します。

まちづくりの主役は町民（大瀬地区）

■議論を尽くせ

本木　町事業を議論を尽くさないで決定することは、暴走運転になる可能性があり、慎重にすべきと思うがどうですか。

町長　町政万般にわたる考え方としては、費用対効果や手順、そして後世に負担を残さないことが大事になると思います。

暴走運転にならぬよう念頭に置きながら、今後のまちづくりに取り組んでいきます。

■ルールがない資本主義

本木　アメリカ発の経済危機が日本を直撃しています。

ルールがない資本主義が格差や非正規雇用などを生み出した社会をどうとらえますか。

町長　一方的な市場優先に立ったものの考え方や社会というのは、課題が多くあると感じていることも事実です。

地方自治体は、まちづくりの中で町民と行政の信頼関係をつくりあげていく意識、システムが必要ではないかと考えています。

委員会レポート

特別委員会

鮎貝まちづくり事業調査特別委員会

■鮎貝まちづくり事業計画の見直し

12月5日、特別委員会が開催され、鮎貝まちづくり事業計画の見直しについて

①子育て支援住宅の整備計画は、※まちづくり交付金事業で12戸、単独事業で12戸ですが、民がもつ資源の活用などへの政策転換をはかるために、現在建設中のまちづくり交付金事業による6戸で止めます。すでに購入している用地で建設地と道路を除く所は、広場として整備します。

②こぐわ・あゆかい両保育園の老朽度や住民の意向を再認識するために、統合保育園の計画は当面凍結します。

との説明を受けました。

その後、次のような質疑がありました。

問　まちづくり交付金事業の見直しで、国や県との調整はどうなりますか。

答　県と協議をし、国にも県を通じて伝えており、変更手続きは2月頃となります。

問　統合保育園の用地として使用しないのであれば、行政の継続性をどのように考えますか。

答　利用目的がない土地ではなく、福祉用地として健康づくりを主眼とした利用をしていきます。

問　保育園用地として議決している議会に対し、今後どのような対応しますか。

答　今後の用地取得の手法は、土地区画整理組合との関係、議会との関係、行政の考え方を整理し議会に説明します。

■公約への思いが先行し拙速な対応

定例議会会期中の12月17日、特別委員会が開催され、冒頭に町長から12月5日の特別委員会で、福祉用地については町長選での公約への思いが先行した発言で混乱させ拙速だったが、これまでの経過を踏まえ対応したいとの発言がありました。

当局からは

①※まちづくり交付金事業による子育て支援住宅の第1期工事は、用地を交付金で取得していることや上下水道の配管工事が完了しているので計画通りに12戸建設します。

単独（過疎債）事業による第2期工事は、民間の事業者の活用や将来の財政状況を勘案し、整備時期や手法を検討します。

②「子育て支援拠点施設」整備の時期については、学校統合などとの関連を含め広く町民の意見を聞き、建設・運営手法などを総合的に検討するために、当面凍結とします。

事業の実施までは安心で良好な保育環境にするため、老朽度や耐久度を調査し必要な対応をします。

福祉用地は、計画どおり3月に土地開発公社に依頼し取得します。

との説明を受けました。

委員からは、12月議会では統合保育園は凍結で課題を先延ばしにするが、3月の用地取得の時点で大きな論点になるとの指摘がありました。

あゆーむ（現地調査）

※まちづくり交付金事業
地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化をはかるため平成16年度に創設された制度です。
従来の補助事業に比べ、市町村の自主性・裁量性が大幅に向上しました。